

広域食中毒疫学調査ガイドライン改訂の検討に関する研究

研究分担者	高橋 琢理	国立感染症研究所感染症疫学センター
研究協力者	杉下 由行	東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課
研究協力者	八幡 裕一郎	国立感染症研究所感染症疫学センター
研究協力者	赤堀 正光	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター
研究協力者	小池 剛	かながわ疫学勉強会
研究代表者	砂川 富正	国立感染症研究所感染症疫学センター

研究要旨 広域食中毒疫学調査ガイドラインを現場での活用に繋げ、科学的な広域散发食中毒事例の疫学調査の実施を目的とし、ガイドラインの現場での活用方法について検討した。ガイドラインを印刷媒体として各自治体の担当部局、および、広域事例の調査に携わる保健所へ送付した。各自治体等および保健所に送付することで一定の周知と活用が図れ、広域散发食中毒事例の疫学調査の向上に資すると期待される。

#### A. 研究目的

近年、広域に流通する原材料や加工製品の汚染により、複数の自治体にまたがった広域食中毒事例（以下、広域事例）が報告されている。しかし、個々の事例は各保健所管内では散发例として捉えられ、広域事例として認識されない可能性が高い。そのため、広域事例として認識される事例は少数に留まり、わが国においてもっと多くの広域事例が潜在的には発生している可能性が考えられる。

これを受けて、厚生労働科学研究費補助金食品の安全確保推進研究事業「食中毒調査の精度向上のための手法等に関する調査研究」成果物として「広域食中毒疫学調査ガイドライン」（以下ガイドライン）を2014年3月31日に策定した。これは広域事例の検出・調査手法に関する整理を行い、より実効性の高い広域事例の検出・調査のあり方について提言するものであった。

本研究分担では、前年（平成27年度）にガイドラインについて、現場でどのように活用するか、その具体的方法について検討を行った。本研究では、検討の結果をガイドラインに反映して現場での活用に繋げ、科学的な広域散发食中毒事例の疫学調査の向上に資することを目的とした。

#### B. 研究方法

ガイドラインにおいて指摘された改善点に基づき、内容の充実を図った。また、改訂したガイドラインを現場で活用するための方法について検討を行い、実行した。

（倫理面への配慮）

研究に当たり、既に公表されている情報のみを収集し、個人情報を含む情報は取り扱わなかった。各種研究倫理指針に該当する項目はなく、倫理面への配慮は特段必要としなかつ

た。

#### C. 研究結果

ガイドラインの現場での活用方法について検討した。その結果、PDFとして作成したガイドラインを印刷媒体として各自治体の担当部局、および、広域事例の調査に携わる保健所へ送付し、周知とともに活用を呼びかけることとした。また、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター赤堀氏、かながわ疫学勉強会（撮影当代表小池氏）の協力のもとに作成した食中毒調査の動画教材について、配布方法を検討した。その結果、動画教材はDVDとして自治体担当部局へ送付することとした。

これらの方針に基づき、ガイドラインの改訂及びDVDの編集を行い、印刷・プレス、発送を行った。

#### D. 考察

広域事例は、その探知において、各保健所管内では散发例として捉えられるに留まることがあり、結果的に食中毒として事件化されない可能性がある。そのため、広域事例を的確に探知するためには、散发例が広域事例の一端である可能性を常に念頭におくような、調査における意識改革が重要となる。また、広域事例は複数の自治体に調査がまたがるため、自治体間・自治体内部署で協力して調査を進めていくための共通認識・体制作りが重要となる。

本ガイドラインは、広域事例における疫学調査の手法、ケーススタディ、過去の広域事例、起因病原体をまとめたパッケージとして提供している。このパッケージは、基本的な科学的調査手法の確認と徹底、また、組織間連携についての基本的考え方、事例やケーススタディを通しての模擬体験を通し、広域事

例を視野に、俯瞰的観点から疫学調査の実施を意識することを身につけることに読者が気づき、実践されることを期待するものである。また、広域事例の組織間連携においても共通認識が成り立ち、スムーズな連携が行えるようになることを期待している。

しかし、広域事例は様々な要素が複雑に関係している。病原体の種類により潜伏期等が異なり、探知の状況によっても、時間的・空間的集積の程度は様々であり、柔軟で綿密な調査が求められる。また、調査に当たる組織の体制の違いも、各々の事例における調査遂行における特徴となり、情報共有や検体搬送・検査などの様々な要素が調査上の困難さ、あるいは調査進展の容易さに関わる要因として影響してくる。そのため、ある一つの決まった方法や手続きに従って実施すれば必ず上手く原因究明に結び付くという性質ではない。そのため、本ガイドラインにおいては、広域事例に普遍的に見られる調査項目や、散发事例を探知するために求められる調査ポイントは押さえることを目指したが、必ずしも本ガイドラインの記載事項のみで対応できる事例は稀であると考え。むしろ、本ガイドラインは広域事例に対する調査者の感度を高め、効果的な対応を事前に知り、模範的に体験することを目指しており、画一的な方法論を示す性質のものではないことを強調したい。

本研究におけるガイドラインの内容については「難しい」という感想も寄せられたことから、講義形式による動画教材も含めることとした。なお、講義内容には長年食中毒事例の調査に当たった講師の私的見解を含めている。これは、ガイドラインにおける前述のような性質によるものと同じであり、一律に動画内容を実施すべきということではない。各自治体、調査実施者がそれぞれの立場で自らが行うべき調査について教材を基に考え、その質を高める契機となることを期待している。

また、各自治体において、ガイドラインおよびガイドライン収載のケーススタディの活用については実施と検討が限定的であった。今後の課題として、広域食中毒疫学調査の自治体における研修強化が挙げられる。

## E. 結論

ガイドラインの現場での活用方法について検討し、ガイドラインを改訂の上、印刷媒体として各自治体の担当部局、および、広域事例調査に携わる保健所に送付した。また、食中毒調査に関する動画教材について配布方法を検討し、DVDとして発送することとし、プレスしたDVDのプレス、発送を行った。今後、動画教材によって食中毒調査の意識が高まることが期待される。また、ガイドラインで記述した科学的根拠に基づく疫学調査により共通食材の探知、遡り調査に、分子疫学的調査の結果を加味した検討がひろく一般になされるようになることで、広域散发事例が速やかに探知され、食中毒として調査が行われるようになることが期待される。

## F. 健康危険情報 該当なし

## G. 研究発表 1. 論文発表 該当なし 2. 学会発表 該当なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得  
該当なし
2. 実用新案登録  
該当なし
3. その他  
該当なし